

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース



第54号

契約とは？～契約の基礎知識～

私たちちは日常生活の中で意識しなくとも様々な契約をしています。商品・サービスの契約トラブルを未然に防ぐために契約の基礎知識や契約書について知つておきましょう。

契約の成立

例えば、お店で買いたい手が「このジュースをください」と申込み、売り手が「はい、ありがとうございます」といってお互いに合意すれば、書類がなくても□約束で契約は成立します。

契約書の意味

契約書には契約の内容をはつきりさせる意味と、後からトラブルにならないように証拠として残しておく意味があります。

契約成立時の義務

契約が成立したら、正当な理由がない限り一方的に契約をやめることはできません。

気をつけること

■『申込書』など契約書と書かれていても当事者間で合意した内容が書かれていれば契約書と効力は同じです。なので注意しましょう。

■契約書に署名をすると書かれている内容を全て承諾したものとみなされます。契約書の内容を理解し、納得してから署名しましょう。

■後日トラブルが発生したときのために、契約書は大切に保管しておきましょう。



相談事例紹介

PSEマークのないモバイルバッテリー

今月の相談

インター・ネット通販サイトで値段と機能面からモバイルバッテリーを選んで購入した。商品や箱、説明書には「PSEマーク」が見当たらない。製造国は海外のようだ。使っていて大丈夫だろうか。

PSEマークとは、電気製品が安全を満たしていることを示すマークです。日本国内で使用されているコンセントに接続するほとんどの家電用電気用品457品目にも表示が義務付けられています。

近年、火災や発煙、発熱事故が多発しているモバイルバッテリーは平成31年2月1日以降、PSEマークのない物は販売禁止となりました。技術基準に適合したPSEマークと届け出事業者名等の表示付きの製品でなければ販売ができません。

PSEマークのない物を使用することは法律に違反はしませんが、安全性が確認できない製品を使用すると事故につながる可能性もあり危険なので確認するようにしましょう。

充電できる製品で比較的大容量のリチウム電池搭載の電化製品は、製品や充電用ケーブルなどの不良から火災や発煙、発熱事故が起きていますので、注意して使うように心がけましょう。

(参考: 同ニュースNo.42号(2019年9月)で「事例」「や「注意点」掲載)

問 幕別町消費生活センター(☎55-5800)

地区	相談受付		場所
幕別	火曜・木曜	午前9時～午後4時	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	(札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜		忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

事例1

火災警報器から「火事です」との異常音が作動してびっくりした。引きひもを引っ張ると音は止まった。タバコは吸わないし、煙も出ていなかった。
(80歳代 男性)



©Kurosaki Gen

事例2 早朝、急に自宅の火災警報器が鳴り出した。火の気はなく大丈夫だったが、あまりに大きな音で困った。また鳴ったらどうすればよいか。
(70歳代 女性)

住宅用火災警報器の寿命は10年が目安です

ひとこと助言

定期的に点検を!



- 住宅用火災警報器(以下、警報器)は、火災をいち早く察知するためとてても有用ですが、故障や電池切れ等により正常に作動していない場合もあります。いざというときに備え、警報器を定期的に点検することが大切です。
- 警報器の寿命は10年が目安とされています。本体に記載されている製造年等を確認し、寿命を経過したものは交換しましょう。
- 高所の警報器を点検・交換する際は、転倒・転落に十分注意しましょう。不安な場合は無理をせず、周囲の人などに依頼することも検討しましょう。
- 警報器の点検方法や、鳴ってしまったときの止め方等については、取扱説明書やメーカーのホームページ等で確認しておきましょう。